

令和 8 年 5 月

長 崎 県 警 察

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に係る処分基準の制定について

1 規則等の題名

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に係る処分基準

2 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の処分基準の制定については、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号）の制定に伴い当然必要とされる規定の整理であるため、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号の規定に準じて、意見公募手続を実施しませんでした。

3 施行日

令和 8 年 5 月 29 日